一般事業主行動計画(女性活躍推進・次世代育成支援)の公表

弊社は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、平成27年12月10日福井県第1号として届け出ました。当初の数値目標と取組目標を達成して女性活躍加速化助成金を受給(福井県受給第1号)し、女性の労働環境の整備にあてました。今後も女性が活躍できるよう、継続して取組を進めていきます。

また、平成25年12月から次世代育成支援対策を順次、着実に実施してきました。継続して働きやすい環境を整えるため、平成30年3月28日、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画(3期目)を策定・届け出ました。

弊社は、ダイバーシティマネジメントの一環として女性活躍とワーク・ライフ・バランスを一体的に推進し、「女性を含むすべての従業員が働きやすく・長く働ける・夢のある企業」を目指します。

記

- 1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画
 - (1) 策定日 平成27年12月1日(同年12月10日福井労働局届出)
 - (2) 計画期間 平成27年12月1日から平成33年3月31日まで
 - (3) 数値目標
 - ア 当初の数値目標
 - 女性のグループリーダー(係長)を2人以上増やし、グループリーダーに占める女性の割合を25%以上にします。
 - 製造職のグループリーダーがいないので1人以上にします。
 - イ 平成28年4月~数値目標
 - ある採用区分で、女性を1人以上採用し、女性の応募者に占める採用者の割合を25%以上にまで引き上げます。
 - 女性の管理職(課長級)誕生を目指し、女性リーダーを1人以上増やしていきます。
 - (4) 平成28年4月~取組目標及び取組内容
 - ア 採用に関する事項
 - 求人票に女性が働きやすく女性活躍推進企業であることを記載してPRして おり、今後も継続してPRしていきます。
 - イ 継続就業・職場風土に関する事項
 - 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意 識啓発を継続して行います。
 - 短時間勤務制度などによる多様で柔軟な働き方を実現していきます。
 - 屋外喫煙所と喫煙室を設置し、指定場所以外を禁煙として受動喫煙防止対策を 実施します。
 - 蛍光灯をLED照明に更新し、女性も含んだ全従業員が継続就業できるよう労働環境を整備していきます。

- ウ 長時間労働の是正に関する事項
 - 組織のトップから長時間労働是正に関する強いメッセージを発信します。
 - ノー残業デー(家族時間デー)の実施を推進していきます。
- エ 配置・育成・教育訓練に関する事項、評価・登用に関する事項
 - 従来、男性労働者中心であった職場への女性労働者の配置拡大とそれによる多様な職務経験の付与を実施していきます。
 - 外部の女性リーダー育成研修に参加させ、女性リーダーを育成していきます。
- オ 多様なキャリアコースに関する事項
 - 非正社員から正社員への転換制度の積極的運用をしていきます。
- (5) 公表 周知日
 - ア 当初の計画 平成27年12月10日
 - イ 変更後の計画 平成30年3月28日
- 2 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画
 - (1) 策定日 平成30年3月28日(同日福井労働局届出)
 - (2) 計画期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年度間
 - (3) 次世代育成支援対策の内容
 - ア 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活の両立等を支援 するための雇用環境の整備
 - ・ 男性の育児休業の取得促進 平成30年4月~引続き、男性の育児休業取得を支援し、男性の育児休業取得を促進します。
 - 男性の子育で目的休暇の取得促進 平成30年4月~男性の子育で目的の休暇(配偶者出産休暇)の取得を促進します。
 - 育児・看護・介護目的で利用できる年次有給休暇の積立制度を実施します。
 - 女性社員のキャリア形成支援 平成30年10月~育児休業から復帰した女性社 員に対して、キャリアコンサルティングを実施します。
 - 育児休業の延長 平成31年1月~法を上回る制度として整備した育児休業の 延長が実施できるよう努めます。
 - 再雇用制度の実施 平成 31 年 4 月〜出産や子育てによる退職者を正社員として再雇用できるよう努めます。
 - イ 働き方の見直しに資する労働条件の整備として、下記の事項を目標として、家族 時間デー(ノー残業デー)を推進し、所定外労働の削減を実施
 - フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が20時間以下
 - のあわせて、月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
 - ウ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
 - 年次有給休暇取得促進のための措置を実施します。
 - 短時間正社員、短時間嘱託社員制度が定着するよう努めます。
 - エ その他次世代育成支援対策に関する事項
 - 子供の工場見学 平成30年4月~ 複数の小学校について、授業の一環とし

ての工場見学を受け入れます。

- インターンシップ 平成30年4月~ 複数の高校について、就業体験機会の 提供としてインターンシップを受け入れます。
- ・ 適正な雇用管理 平成30年4月~ 若者の採用・育成など適正な雇用管理の 改善や職業訓練の推進に努めます。
- (4) 公表 周知日 平成30年6月22日

3 認定 • 申請

- (1) ユースエール認定 働き方改革を継続した結果、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業として「2017年度ユースエール認定企業」に認定されました。本年5月、引き続き基準適合事業主であることの確認通知を受けています。
- (2) くるみん認定申請 前計画期間において行動計画に定めた目標を達成できたので、子育てサポート企業として「くるみん認定」を申請しています。
- 4 福井県の企業登録 ふくい女性活躍推進企業プラス+(登録第1号)、ふくいの働きやすい企業ガイド4つ星企業、父親子育て応援企業、家族時間デー実施企業、ふくい結婚応援企業、「ともに働く」就職応援 ふくい サポーター企業、福井ふるさと企業

5 公表サイト

- (1) 女性活躍推進 一体型の一般事業主行動計画を女性活躍推進企業データベースに、取組状況をポジティブ・アクション応援サイトに公表しています。
- (2) 次世代育成支援対策 次世代法に基づく一般事業主行動計画を両立支援のひろばの 一般事業主行動計画公表サイトに公表しています。

6 策定事業所等

- (1) 名 称 小浜製綱株式会社
- (2) 住 所 〒917-0026 福井県小浜市多田3号10番地
- (3) 代表者 代表取締役 木下善裕
- (4) 担当者 取締役総務部長 朝倉和也
- (5) 連絡先 TEL 0770-56-1234 FAX 0770-56-1160